

発議案第 10 号

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の廃止を求める意見書について

地方自治法第 99 条の規定に基づき、政府関係機関に対し、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の廃止を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

提出者 北上市議会議員 平 野 明 紀

賛成者 北上市議会議員 原 利 光

同 高 橋 久美子

同 星 敦 子

提案理由

インボイス制度導入による小規模事業者等の税負担増や減収による経営状況悪化、経理事務の過大な負担など、深刻な影響は決して看過できるものではなく、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であることから、インボイス制度そのものの廃止を求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の廃止を求める意見書

2023 年 10 月、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されました。これにより、インボイスを発行できない免税事業者は取引過程から排除される可能性があり、逆にインボイス発行事業者（課税事業者）になると税負担と事務的なコストが大幅に増大するという状況が生じています。

制度導入から 1 年半が経過しましたが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化、インボイスに係る経理事務の過大な負担を訴える声が噴出していきます。こうした影響を受ける事業者の中には、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、一人親方、小規模農家、シルバー人材センターなど、日本の社会・経済・文化の土台を支える多くの業種が含まれており、インボイス制度による事業活動や国民生活への深刻な影響は、決して看過できるものではありません。

政府は、複数税率下で適正な課税を行うためにはインボイス制度が必要だと主張していますが、従前の「区分記載請求書等保存方式」でも適正な課税は可能であり、そもそも導入の根拠自体が薄弱です。

このままでは、物価高騰等により厳しい状況に置かれた事業者をさらに困難な状況に追い込み、ひいては日本の社会・経済・文化全体に悪影響を及ぼすことになりかねません。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ません。

よって、国においては、インボイス制度（適格請求書等保存方式）について、速やかに廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 21 日

岩手県北上市議会

（提出先） 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣